

平成 16 年 10 月 25 日

中央三井信託銀行株式会社
代表取締役 田辺 和夫 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成16年2月27日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ伏見店

京都市伏見区深草出羽屋敷町23番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

店舗西側道路に見受けられる短時間駐車等の違法駐車については、引続き防止対策に努められるほか、早朝における荷捌き時には、特に周辺の地域の生活環境に十分配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、南側が午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日25,458台、休日21,706台（平成11年度道路交通センサス、観測地点1023（伏見区深草出羽屋敷町））である一般国道24号に面しており、都市計画上の第二種住居地域に立地している。

周辺の地域の状況は、北側に駐車場及び低層住宅、東側は11階建ての共同住宅、パチンコ店及び駐車場、南側は国道24号を隔てて店舗、共同住宅及び駐車場、西側には道路を隔てて低層住宅、店舗及びクリニック等が位置している。

現在、来店客のものとは特定できないが、店舗西側道路に違法駐車が見受けられる。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、排気口からの臭気や騒音、荷捌き施設からの騒音に対する苦情及び時間厳守の要望、店舗西側道路での違法駐車対策に関する要望などの意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること及び昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の保管施設容量により対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が27.5%であり、変更に伴う等価騒音レベルの上昇値が1.1dBと大きくないことや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、店舗西側道路に見受けられる短時間駐車等の違法駐車については、引続き防止対策に努められるほか、早朝における荷捌き時には、特に周辺の地域の生活環境に十分配慮することが望まれる。